ＧＰ型３級受信機	受第21～８号	〃	パナソニック電工株式会社	大阪府門真市大字門真1048番地
〃	受第８～35～２号	〃	〃	〃
小型消火器	消第11～23～１号	21.12.14	日本ドライケミカル株式会社	東京都品川区勝島１丁目５番21号
〃	消第12～４～１号	〃	〃	〃
〃	消第60～４～７号	〃	〃	〃
消防用ホース	ホ第21～３号	21.12.16	櫻護謨株式会社	東京都渋谷区笹塚１丁目21番17号
小型消火器	消第21～10号	〃	ヤマトプロテック株式会社	大阪府大阪市東成区深江北２丁目１番10号
〃	消第21～11号	〃	〃	〃
消防用ホース	ロ第21～19号	〃	〃	〃
ＧＰ型３級受信機	受第21～７号	21.12.17	パナソニック電工株式会社	大阪府門真市大字門真1048番地
消防用ホース	ロ第21～18号	〃	株式会社横井製作所	大阪府寝屋川市石津東町31番１号
閉鎖型スプリンクラーヘッド	ス第21～１～１号	21.12.18	千住スプリンクラー株式会社	東京都足立区千住橋戸町23番地
〃	ス第21～２～１号	〃	〃	〃
消防用ホース	ロ第21～22号	21.12.21	帝国繊維株式会社	東京都中央区日本橋２丁目５番13号
〃	ロ第21～23号	〃	〃	〃
〃	ロ第21～24号	〃	〃	〃

○総務省告示第三十三号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第百四十一条第一項の規定に基づき、水底線路の保護区域を次のとおり指定する。

なお、昭和十四年逓信省告示第三千三百六十一号（水底電線布設線路區域指定）の水底線路の保護区域の指定は解除する。

平成二十二年二月八日　　総務大臣　原口　一博

一　敷設区間

長島～祝島間

（長島側）山口県熊毛郡上関町大字長島字ゾウ人ヶ浦二七五三番地

（祝島側）山口県熊毛郡上関町大字祝島字ウくシ九六八番地の二地先

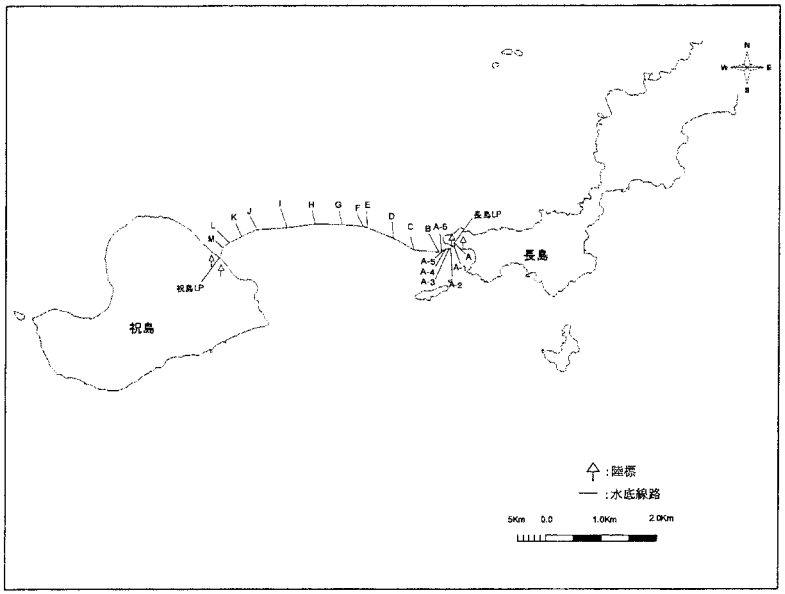
二　保護区域

長島陸揚地から沖合三〇〇メートルまでは線条の左右各三〇メートル以内、その他は線条の左右各一〇〇メートル以内

三　敷設状況

水底線路一条、別図のとおり

別図



長島～祝島　線条位置

PT番号	緯度(N)	経度(E)
長島LP	33° 47.596′	132° 1.818′
A	33° 47.587′	132° 1.816′
A－1	33° 47.568′	132° 1.792′
A－2	33° 47.545′	132° 1.768′
A－3	33° 47.538′	132° 1.751′
A－4	33° 47.536′	132° 1.717′
A－5	33° 47.526′	132° 1.693′
A－6	33° 47.523′	132° 1.660′
B	33° 47.507′	132° 1.629′
C	33° 47.528′	132° 1.342′
D	33° 47.646′	132° 1.101′
E	33° 47.756′	132° 0.801′
F	33° 47.766′	132° 0.751′
G	33° 47.786′	132° 0.491′
H	33° 47.796′	132° 0.181′
I	33° 47.756′	131° 59.841′
J	33° 47.736′	131° 59.481′
K	33° 47.666′	131° 59.301′
L	33° 47.596′	131° 59.151′
M	33° 47.556′	131° 59.071′
祝島LP	33° 47.446′	131° 59.041′